

令和6年2月7日

物流・自動車局保障制度参事官室

自動車事故被害者・遺族等団体の行う相談支援業務を支援します ～令和6年度の相談支援実施団体の公募を開始～

国土交通省は、令和6年2月8日（木）より、自動車事故被害者やその家族又は遺族（以下「自動車事故被害者等」という）のための相談先の確保・充実のため、独立行政法人自動車事故対策機構（ナスバ）における相談支援業務の一環として、相談支援を行う自動車事故被害者・遺族等団体の公募を開始します。

- 自動車事故被害者等は身体的被害のほか、精神的な痛みを苦しんでいます。しかし、その精神的な痛みのケアや対処方法の相談先に関しては、これまで自動車事故被害者・遺族等団体による自主的な対応に大きく依存をしてきました。
- このため、国土交通省では自動車事故被害者等における精神的負担の軽減のため、ナスバにおける相談支援業務の一環として、自動車事故被害者・遺族等団体による相談及び被害者支援をサポートすることで、自動車事故被害者等の相談先の確保・充実に取り組んでいます。
- 明日8日より令和6年度の相談支援実施団体の公募を開始します。なお、今回の公募は、令和6年度予算の成立を前提として行うものであり、国会における予算審議の状況によっては、内容等を変更する場合があります。

- ・ 公募期間

- 令和6年2月8日（木）～令和7年2月3日（月）
又は予算がなくなり次第公募終了

- ・ 公募締切

- ① 令和6年4月より業務開始する場合は令和6年2月29日（木）
 - ② 令和6年5月以降に業務開始する場合は原則業務開始予定月の2ヶ月前

- ・ 業務実施期間

- ① 令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）
 - ② 令和6年度選定通知書に記載された日～令和7年3月31日（月）

- 提出書類などの詳細につきましては、国土交通省のホームページ内（以下アドレス）に掲載する公募要領等をご覧ください。

- （ https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000156.html ）

- 問い合わせ先

- 物流・自動車局保障制度参事官室

- 担当：山本、岩瀬、中村

- 電話：03-5253-8111（内線41-420）03-5253-8580（直通）